

法科大学院派遣留学に関する規程

第1条 司法研究科における専門職大学院学則第28条に定める派遣留学については、この規程の定めるところによる。

第2条 法科大学院派遣留学（以下「派遣留学」という。）は、司法研究科の理念の一つである「国際的に活躍できる法曹」を養成するために実施する。

2 派遣留学者は、本留学制度の趣旨を理解し、留学計画に従って勉学に努めなければならない。

第3条 司法研究科学生が、司法研究科と協定のある外国の大学院等に留学を希望し、研究科教授会が教育上及び研究上有益と認め許可した場合は、休学することなく外国の大学院等に留学することができる。

第4条 派遣留学をする者は、留学までに3学期間以上在学していなければならない。

第5条 派遣留学に必要な書類は次のとおりとする。

- 1 派遣留学願
- 2 留学計画書（自己紹介書を含む）
- 3 その他研究科が必要とするもの

第6条 派遣留学を希望する者は、留学に先立って前条各号に定める必要な書類を司法研究科に提出し、研究科は書類審査及び面接等により選考を行い、研究科教授会で留学者を決定する。

第7条 派遣留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を在学年数に算入することができる。

第8条 派遣留学者は、入学年度により定められた学費を本大学院に納付しなければならない。

第9条 司法研究科は、派遣留学者に対し、留学に先立ち次の派遣留学奨学金（以下「奨学金」という。）を支給することができる。

- 1 留学する大学院に納入すべき授業料相当額の奨学金 1名
- 2 本大学院に納入すべき学費相当額の奨学金 2名程度

なお、奨学金の取り扱い内規を別に定める。

第10条 派遣留学を終了して帰国した学生は、帰国後1ヶ月以内に帰学届、派遣留学先大学院が作成した成績証明書及び留学先で納入した授業料の領収書を研究科長に提出し、所定の手続きをとらなければならない。

第11条 留学者が、第2条の規定に反すると認められた場合には、研究科教授会は奨学金の全額又は一部の返還を求めることができる。

第12条 派遣留学先で修得した単位を、本大学院の履修単位として認定を受けようとする場合は、単位認定願及びシラバス等関係書類を司法研究科に提出しなければならない。

第13条 研究科は、単位認定のため必要のある場合は、単位認定願及び成績証明書による審査のほか、試験を行うことができる。

第14条 派遣留学者が留学期間の延長を願い出て、研究科教授会において特に必要と認められた場合は、2学期間を限度として許可することができる。ただし、延長された期間は休学とする。

第15条 この規程の改廃は、司法研究科教授会、国際連携委員会及び大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

了解事項

- 1 派遣留学が決定した者で学費相殺の適用がある者は、派遣留学奨学金を受給することができない。
- 2 派遣留学が決定した者で奨学金の支給及び学費相殺の適用がない者は、認定留学に出願することができる。

法科大学院派遣留学奨学金の取扱内規

「法科大学院派遣留学に関する規程」（以下「規程」という。）第9条に定める奨学金の取扱を以下のとおりとする。

（申請時期）

第1条 申請は、派遣留学応募時とする。

（申請書類）

第2条 派遣留学奨学金（以下「奨学金」という。）の申請に際しては、次の書類を司法研究科に提出しなければならない。

- 1 派遣留学生奨学金申請書（所定様式）
- 2 派遣留学先大学院の授業料を明記した書類
（奨学金の対象となる学費）

第3条 規程第9条第1項にある留学する大学院に納入すべき授業料とは、正規の授業を履修するための授業料をさす。奨学財団などの奨学生に採用され、留学先大学院の授業料の一部が支給される場合、また授業料の一部が免除される大学院に留学する場合は、奨学金で支給されない部分の授業料、免除されない部分の授業料を対象とする。

（支給にあたっての条件）

第4条 支給にあたっては、規程第2条を遵守し、帰学後、本研究科を修了することを前提とする。これに反する場合、研究科教授会は、奨学金の全額又は一部の返還を求めることができる。

（奨学金の返還・追加）

第5条 納入した授業料より受給した奨学金額が多い場合は、留学先で納入した授業料の領収書に基づき、帰学後、その差額を返還しなければならない。

2 受給した奨学金額より納入した授業料が多い場合、納入した授業料の領収書に基づき、帰学後、その差額を追加支給する。

（所管）

第6条 この内規に関する事務は司法研究科において行う。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、司法研究科教授会、国際教育・協力委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

大学院短期留学生に関する規程

第1条 大学院学則第74条及び専門職大学院学則第41条に定める外国人大学院短期留学生（以下「短期留学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

第2条 本学への短期留学を希望する者は、応募に先立って本学の指導教員と十分に協議をし、次の各号について確認を受けるものとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者はこの限りではない。

- 1 留学期間、目的及び研究計画
- 2 履修可能な授業科目の範囲
- 3 必要な言語能力
- 4 学費及び納付方法
- 5 生活費及び奨学金給付の有無
- 6 保証人
- 7 その他

第3条 短期留学生は「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格「留学」を得ている者、または得ることが出来る者とする。

第4条 短期留学に必要な書類は次のとおりとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者の場合、在外公館などにおける国費外国人留学生選考の際に提出した書類をもって、次の1から6の書類に代えることができるものとする。

- 1 短期留学願書
- 2 短期留学計画書（自己紹介書を含む）
- 3 身元保証書
- 4 出身大学または在籍する大学院の成績証明書
- 5 在籍証明書
- 6 推薦書
- 7 その他研究科が必要とするもの

第5条 本大学院に短期留学を希望する者は、所定の期限内に所定の書類を本人の希望する研究科に提出するものとする。

第6条 短期留学生の受け入れは、本人の志望する研究科委員会又は研究科教授会が、申請書類を審査の上決定する。

第7条 本大学院に留学を許可された短期留学生は所定の期限内に所定の学費を納付するものとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者はこの限りではない。

第8条 短期留学生は現代日本プログラムを現代日本プログラム科目等履修生に関する規程に定めるところにより受講することができる。

第9条 短期留学生の入学時期は、特別の事情のある場合を除き、4月又は9月とする。

第10条 短期留学生として受け入れる期間は原則として1学期間または2学期間とする。ただし、国費外国人留学生として受け入れる場合、4月受け入れの場合は最大で4学期間、9月受け入れの場合は最大で3学期間の在籍を認めることがある。

第11条 研究科委員会又は研究科教授会は短期留学生の受講した授業科目について成績評価を行い、所定の単位を与えることができる。

第12条 この規程の改廃は、国際連携委員会及び大学評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
附 則

1 この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

略

13 この規程は、2019年（平成28年）4月1日から改正施行する。